一　第一規則(2)を次のように改める。

(2)　「最も近い陸地から」とは、国際法に従って領海の幅を測定するための基線からをいう。ただし、この条約の適用上、オーストラリアの北東海岸の沖合における「最も近い陸地から」とは、オーストラリアの海岸における南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点まで、その点から南緯十度東経百四十二度の点まで、その点から南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点まで、その点から南緯九度東経百四十四度三十分の点まで、その点から南緯十度四十一分東経百四十五度の点まで、その点から南緯十三度東経百四十五度の点まで、その点から南緯十五度東経百四十六度の点まで、その点から南緯十七度三十分東経百四十七度の点まで、その点から南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点まで、その点から南緯二十四度三十分東経百五十四度の点まで、その点からオーストラリアの海岸における南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点まで引いた線からをいう。

二　第三規則(1)(a)を次のように改める。

(1)(a)　合成繊維製のロープ及び漁網、プラスチック製のごみ袋等のすべてのプラスチック類並びに毒性又は重金属の残留物を含む可能性のあるプラスチック製品の焼却灰の海洋への投入による処分は、禁止する。

三　第五規則(2)(a)(i)を次のように改める。

(2)(a)(i)　合成繊維製のロープ及び漁網、プラスチック製のごみ袋等のすべてのプラスチック類並びに毒性又は重金属の残留物を含む可能性のあるプラスチック製品の焼却灰

四　第九規則(1)(b)を次のように改める。

(1)(b)　掲示は、船舶の乗組員の常用語で記載するものとし、また、他の締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設への航海に従事する船舶の場合には、船舶の乗組員の常用語に加えて英語、フランス語又はスペイン語で記載する。

五　第九規則(3)(a)を次のように改める。

(3)(a)　排出作業又は完了した焼却は、廃物記録簿に記録し、焼却又は排出の日に担当職員が署名する。廃物記録簿の記載が完了したページには、当該船舶の船長が署名する。廃物記録簿には、少なくとも、英語、フランス語又はスペイン語で記載する。その記載が船舶の旗国の公用語でも行われている場合において、記載の不一致があるときは、当該公用語による記載が優先する。

六　付録中廃物記録簿の様式を次のように改める。

廃物記録簿

船名：＿＿＿＿＿＿　船舶番号又は信号符字：＿＿＿＿＿＿　IMO番号：＿＿＿＿＿＿

廃物の分類：

1．プラスチック
2．浮遊性のダンネージ、ライニング及び包装材料
3．粉砕された紙製品、布、ガラス、金属、瓶、陶磁器等
4．紙製品、布、ガラス、金属、瓶、陶磁器等
5．食物くず
6．焼却炉の灰（ただし、毒性又は重金属の残留物を含む可能性のあるプラスチック製品の焼却灰を除く。）

(注)　特定の区域内では食物くず以外のいかなる廃物の排出も禁止されている。海洋に排出した廃物は、その種類ごとに分類しなければならない。受入施設に排出される廃物であって分類1以外のものは、総量のみ記載すればよい。

日時	船舶の位置	海洋に排出された廃物の見積量 (m³)						施設又は他の船舶に排出された廃物の見積量 (m³)		焼却された廃物の見積量 (m³)	証明又は署名
		種類2	種類3	種類4	種類5	種類6	種類1	その他			

船長の署名：＿＿＿＿＿＿　日付：＿＿＿＿＿＿

○外務省告示第三百四十八号

昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」（昭和五十八年条約第三号）の定めるところにより適用される千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約の附属書Ⅴの付録は、同条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、同改正は、同条の規定に従い、平成十七年八月一日に効力を生じた。

（平成十七年七月四日付け国際海事機関事務局長書簡）

平成二十二年七月二十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

付録　廃物記録簿の様式

一　廃物記録簿の様式3中4．を次のように改める。

4．貨物の残留物、紙製品、布、ガラス、金属、瓶、陶磁器等

二　廃物記録簿の様式4中(a)(ii)を次のように改める。

(a)(ii)　船舶の位置（緯度及び経度）。貨物の残留物の排出については、排出の開始位置及び終了位置を記録する。

三　付録の廃物記録簿中(注)に次のように加える。

貨物の残留物の排出については、排出の開始位置及び終了位置が記録されることを必要とする。

○財務省・農林水産省告示第十四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十二日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　山田　正彦

一中「年1分六厘」を「年1分四厘」に、「年1分七厘五毛」を「年1分五厘五毛」に、「年二分七厘五毛」を「年二分五厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年六厘
七年を超え八年以下	年六厘五毛
八年を超え九年以下	年七厘五毛
九年を超え十年以下	年八厘五毛
十年を超え十一年以下	年九厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分五毛
十二年を超え十四年以下	年一分一厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分二厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分三厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分四厘